

「議会あり方」検討協議会における基本フレームについて

1 千葉市議会の現状、課題に基づく基本理念の構築

基本理念

- 第1回 (H23.6.10) 議会改革の取り組み (54/54として)
- 第2回 (H23.6.27) あるべき議員像 (1/54として)
- 第3回 (H23.7.11) 基本理念について
- 第4回 (H23.7.22) 基本理念について (試案に基づいて)
- 第5回 (H23.8.8) 基本理念について (修正案に基づいて)
- 第6回 (H23.8.23) 基本理念について (決定)

【基本理念】

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等・協力に転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。

このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

2 基本理念を実現するための基本方向

基本方向

- 第3回 (H23.7.11) 基本フレーム (正副委員長案提示)
- 第4回 (H23.7.22) 基本フレーム (意見聴取)
- 第5回 (H23.8.8) 基本フレーム (共産党提案趣旨説明)
- 第6回 (H23.8.23) 基本方向 (柱 (カテゴリー) の検討)

3 基本方向を踏まえた改革すべき具体的な事項

具体的な事項

- 第6回 (H23.8.23) 部会協議事項及び部会の編成
 - 具体的な事項を検討するために部会を設置

【課題】

- ・専門的知見の活用
- ・市民、職員等からの意見聴取
- ・議員の意見集約